

## ◎ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律

(令和四年十一月一八日法律第八〇号)

### 一、提案理由 (令和四年一〇月二八日・衆議院経済産業委員会)

○西村 (康) 国務大臣 おはようございます。

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

ガスの製造の用に供するLNGは、世界的な需要の拡大、国際情勢の変化や予期せぬ事故等に起因する供給支障を背景に、各国の獲得競争が激化し、歴史的な価格の高騰に直面しております。このような市場の不確実性の高まりを踏まえ、ガスについて深刻な供給支障が発生する万が一の危機に備え、需給両面からの対策を講じる必要があります。まず、供給面においては、民間企業による通常のLNG調達が困難であるような状況が発生した場合に備えて、国が関与する形でガスの製造の用に供するLNG調達の仕組みを整備する必要があります。次に、需要面においては、供給面であらゆる対策を講じ、かつ、ガスの使用量の節約の協力の呼びかけ等の取組を講じてもおおガスの需要に比べて供給が不足し、国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼすおそれがある場合に備え、国による最終的な需給調整の手段を整備する必要があります。こうした状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、ガス事業法の一部改正です。

まず、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対してLNGの調達を要請することを可能とする措置を講じます。

また、ガスの需給が逼迫し、需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼすおそれがある場合に、経済産業大臣が一定の範囲の需要家にガスの使用の制限等を命じること等を可能とする措置を講じます。

第二に、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正です。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務に、今般改正するガス事業法の規定に基づく経済産業大臣からの要請により、LNGを調達する業務を追加します。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

### 二、衆議院経済産業委員長報告 (令和四年十一月四日)

○竹内譲君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対して液化天然ガ

スの調達を要請することを可能とするとともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講ずるものであります。

本案は、去る十月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日西村経済産業大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十一月二日に質疑に入り、質疑終局後、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議（令和四年十一月二日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）による液化天然ガス（LNG）の調達については、経済産業大臣の要請が行われる場合の要件を具体的に例示するなど、予見可能性を高めるよう努めること。また、調達から利用まで相当な時間を要することから、世界的なLNGの需給状況を踏まえつつ、民間事業者と緊密に連携をとって、緊急時に速やかに必要なLNGを調達できるよう万全を期すこと。
- 二 緊急時にJOGMECが調達するLNGは、今回措置するガスの製造のみならず、発電用燃料にも使用されることに鑑み、発電事業者やガス事業者等への供給について、運用の明確化を行い、適切な配分が行われるよう努めること。
- 三 緊急時にJOGMECがLNG調達に関する業務を適切に実施できるよう、JOGMECの体制の整備に必要な措置を講ずること。
- 四 ガスの使用を制限することは、国民生活及び企業活動等に重大な影響を与えるおそれがあることに鑑み、平時から、資源外交の積極的な展開やLNG輸入事業者に対する支援等を通じて、LNGの安価かつ安定的な調達に努めつつ、需要家に対する節ガスの呼びかけや経済インセンティブの活用等を進めるなど、ガス需給の両面において可能な限りの対策を講ずること。
- 五 ガスの使用制限を実施するに当たっては、対象となる需要家等と事前に十分な調整を行い、制度の趣旨及び対象範囲や制限の方法等について国民や関係者に対する周知徹底を図るなど、需要家等の予見可能性を確保し、制度の運用に万全を期すこと。また、使用制限による需要家への影響が最小限に抑えられるよう、十分に配慮すること。
- 六 ガス分野における二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて、合成メタンを製造するためのメタネーション技術の開発や効率的な熱利用等の熱需要における脱炭素化の促進のために実効的な措置を講ずること。

#### 三、参議院経済産業委員長報告（令和四年十一月一日）

○吉川沙織君 ただいま議題となりましたガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、液化天然ガス、LNGの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、

緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、JOGMECにLNGの調達を要請することができることとするとともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、JOGMECに対するLNGの調達要請の在り方、ガスの使用制限による影響を最小化する必要性、LNGの安定供給の確保に向けた今後の取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩淵友委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議（令和四年一月一〇日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 電力・ガスを含め、国民が安心して暮らせる我が国のあるべきエネルギーミックスの姿を広く示し、その実現に必要な政策的措置を含めて、国会での議論を丁寧に進めながら、政府として責任を持ってその実現に向けた取組を推し進めること。ガス分野においては、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて、合成メタンを製造するためのメタネーション技術の開発や効率的な熱利用等の熱需要における脱炭素化の促進のために実効的な措置を講ずること。また、安定的なエネルギー供給の確保の観点から、国内におけるバイオマスやメタンハイドレート等の資源開発を更に推進すること。
- 二 緊急時における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に対する経済産業大臣による液化天然ガス（LNG）の調達要請については、その要件をあらかじめ具体的に定めること等により、予見可能性を高めるよう努めること。また、LNGの調達から利用まで相当な時間を要することから、世界的なLNGの需給状況を踏まえつつ、民間事業者と緊密に連携をとって、緊急時に速やかに必要な調達が行われるよう万全を期すこと。
- 三 LNGは、都市ガス用のみならず発電用にも使用されることに鑑み、緊急時にJOGMECが調達するLNGの事業者への供給については、運用の明確化を図り、適切な配分が行われるよう努めること。また、JOGMECによる調達価格と手数料の転嫁に当たっては、過大な転嫁とならないよう内容を吟味すること。
- 四 緊急時にJOGMECがLNG調達に関する業務を適切に実施できるよう、あらかじめ業務内容を定めるとともに、民間事業者との役割分担を明示し、その体制の整備に必要な措置を講ずること。また、資源開発は投資の回収期間が長く不確実性の高い事業であるが、過度な繰越欠損金の計上が継続しないように、事業計画の確認や業務

の実績評価を適切に行うこと。

五 ガスの使用制限を実施するに当たっては、対象となる需要家等の予見可能性を確保するため、事前に十分な調整を行うとともに、制度の趣旨及び対象範囲や制限の方法等について国民や関係者に対する周知徹底を図るなど、制度の運用に万全を期すこと。また、使用制限による需要家への影響が最小限に抑えられるよう、できる限り勧告制度を活用するなど、十分に配慮すること。

六 ガスの使用を制限することは、国民生活及び企業活動等に重大な影響を与えるおそれがあることに鑑み、平時から、資源外交の積極的な展開、LNGの開発・調達に対する戦略的な支援、取引の柔軟化に向けた更なる取組等を通じて、LNGの低廉かつ安定的な調達に努めるとともに、需要家に対する節ガスの呼びかけや経済インセンティブの活用等を進めるなど、ガスの需給両面において可能な限りの対策を講ずること。右決議する。